SPORTS LIFE スポーツライフ

凡例 申…申し込み、問…問い合わせ、費…費用

明記のないものは…
●先着順●当日会場へ●午前8時30分から受け付け●ファクスでの申し込み不可●費用は無料●持ち物はお問い合わせください
※電話番号などは間違いのないようおかけください

秋葉台文化体育館 ☎(88)1111

◆秋葉台文化体育館オープン教室 ◎ボディシェイプ…12月1日～22日毎週火曜日午前9時45分～10時45分。各日50人。◎エンジョイエアロ…12月5日～26日毎週土曜日午前11時30分～午後0時30分。各日30人。◎ヨガ～バランスヨガ…12月7日㈪、14日㈪午前9時30分～10時45分。各日40人。費1回300円。

◆プレス工業陸上競技部ランニング教室 2016年1月10日㈰午前9時30分～11時。18歳以上の方で4～7分/㎞のペースで3～5kmを続けて走れる方30人。費1000円。申12月6日㈰午後1時30分から電話で。

◆㋐年中うんどう 2016年1月7日～2月18日毎週木曜日(2月11日を除く)午後3時～4時、全6回。市内在住・在園の2010年4月2日～11年4月1日生まれの方25人。費4800円。

◆㋑年長うんどう 2016年1月7日～2月18日毎週木曜日(2月11日を除く)午後4時30分～5時30分、全6回。市内在住・在園の2009年4月2日～10年4月1日生まれの方25人。費4800円。

申㋐は12月10日㈭午後1時30分、㋑は午後2時30分から電話で。

スポーツ推進課 ☎(50)8243

◆藤沢の三川ウオーク・境川 12月1日㈫。※コースなど詳細はお問い合わせください。費500円。申当日午前9時～9時30分に湘南台公園へ。問湘南ふじさわウオーキング協会☎(28)2052またはスポーツ推進課。

◆㋐藤沢水泳教室 ◎2016年1月19日～3月22日毎週火曜日◎1月22日～3月25日毎週金曜日。ともに午前9時30分～11時30分、全10回。県立体育センター室内プール。16歳以上の方各60人(抽選)。費1万2000円。

◆㋑水中ウオーキング ◎2016年1月19日～3月22日毎週火曜日◎1月22日～3月25日毎週金曜日。ともに午前10時45分～11時45分、全10回。県立体育センター室内プール。16歳以上の方各20人(抽選)。費8000円。

◆㋒藤沢キッズテニス教室 2016年1月14日～3月24日毎週木曜日(2月11日を除く)午後3時45分～5時、全10回。県立体育センター。費8000円。

申㋐～㋒は12月8日㈫までにはがき・ファクスまたはEメールに教室名、住所・氏名・性別・電話番号を書いて、(公財)神奈川県体育協会スポーツ教室係〈〒221-0855横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1県立スポーツ会館内〉、FAX045(311)0637、✉kyoushitsu.kanagawaken@japan-sports.or.jpへ。問同係☎045(311)0653またはスポーツ推進課。※同協会のホームページからも申し込みできます。

太陽の家体育館 ☎(33)1411

◆サウンドテーブルテニスの集い 12月12日㈯午前9時～正午。視覚障がいのある方と関心のある方。

◆フライングディスクの集い 12月12日㈯午後1時～4時30分。障がいのある方と関心のある方。

◆フロアバレーボールの集い 12月13日㈰午前9時～正午。障がいのある方と関心のある方。

◆障がい者卓球の集い 12月13日㈰午後1時～4時30分。障がいのある方と関心のある方。

石名坂温水プール ☎(82)5131

◆12月分オープン教室～水中ウオーキング 12月3日～17日毎週木曜日午後2時～3時。各日25人。費200円(入場料別途)。

◆楽・楽水泳教室(初級) 2016年1月8日～3月25日毎週金曜日(2月5日～26日を除く)午前11時15分～午後0時30分、全8回。25m泳げるようになりたい方10人(抽選)。※肢体に障がいのある方も受講可〈5人(先着順)〉。費4800円。申12月11日㈮～17日㈭〈15日㈫を除く、肢体に障がいのある方は11日午後1時から電話で〉に来館で。

◆短期子ども水泳教室 12月28日㈪～30日㈬午後1時～2時30分、全3回。市内在住・在園・在学の2011年4月2日生まれの方～小学生60人(抽選)。費2400円。申12月9日㈬～13日㈰に来館で。

鵠沼運動公園 ☎(36)1607

◆年末打ちおさめテニスday 12月28日㈪～30日㈬。◎午前9時30分～11時30分◎午前11時30分～午後1時30分◎午後1時30分～3時30分。八部公園テニスコート。テニスコート利用の個人登録をしている方。費1200円。申12月1日㈫～7日㈪に市のホームページの「藤沢市公共施設予約システム」のページへ。

◆フラワーアレンジメント 12月12日㈯午前10時～正午。八部公園プール会議室。18歳以上の方15人。費2500円。申12月2日㈬午前9時30分から電話または来所で。

◆㋐ステップアップ水泳 ◎2016年1月19日～3月8日毎週火曜日◎1月21日～3月17日(2月11日を除く)毎週木曜日。ともに午後1時50分～3時、全8回。八部公園プール。クロールで25m以上泳げる20歳以上の方各24人(抽選)。費7200円。

◆㋑腰痛教室～予防・改善のために ◎2016年1月20日～3月9日毎週水曜日◎1月22日～3月18日(2月12日を除く)毎週金曜日。ともに午前10時30分～正午、全8回。八部公園プールほか。20歳以上の方各20人(抽選)。費7200円。

◆㋒初級水泳 ◎2016年1月20日～3月9日毎週水曜日◎1月22日～3月18日(2月12日を除く)毎週金曜日。ともに午後1時50分～3時、全8回。八部公園プール。20歳以上の方各24人(抽選)。費7200円。

◆㋓ナイター水泳 ◎2016年1月20日～3月9日毎週水曜日◎1月22日～3月18日(2月12日を除く)毎週金曜日。ともに午後7時～8時15分、全8回。八部公園プール。20歳以上の方各24人(抽選)。費7200円。

申㋐～㋓は12月15日㈫～20日㈰に来所で。

秩父宮記念体育館 ☎(22)5335

◆スーパーボディメイク講座「バランスボール～体幹プログラム」 ㋐2016年1月13日㈬、㋑27日㈬。ともに午前9時30分～10時45分。トレーニング利用登録者各日12人。費500円。申㋐は12月13日㈰、㋑は20日㈰から電話または来館で。

◆親子Run！ 2016年1月10日㈰午前10時30分～11時45分。湘南海岸サイクリングロードほか。2.2kmを完走できる小学生と保護者10組。費1組800円。申12月7日㈪午前9時から電話または来館で。

◆㋐のびのび体操 2016年1月6日～2月24日毎週水曜日午後2時30分～3時30分、全8回。市内在住・在園の2010年4月2日～11年4月1日生まれの方25人(抽選)。費6400円。

◆㋑ちびっこ体操 2016年1月6日～2月24日毎週水曜日午後4時～5時、全8回。市内在住・在園の2009年4月2日～10年4月1日生まれの方25人(抽選)。費6400円。

申㋐㋑は12月8日㈫～15日㈫〈14日㈪を除く〉に来館で。

◆㋒ヨガ(中級) 2016年1月8日～2月26日毎週金曜日午後1時15分～2時30分、全8回。15人(抽選)。費5600円。

◆㋓お母さんのためのビューティーエクササイズ(託児付) 2016年1月15日～2月19日毎週金曜日午後1時～2時45分、全6回。ピラティス、有酸素運動、バランスボールなど。市内在住・在勤の1～3歳児を持つ母親20人(抽選)。費6000円。

申㋒㋓は12月10日㈭～17日㈭〈14日㈪を除く〉に来館で。

障がい者スポーツ・ユニバーサルスポーツイベント

ふれあいスポーツ交流会～卓球

市内の卓球部に所属する中学生と楽しく対戦してみませんか。

と き 12月23日㈷正午～午後4時
ところ 秩父宮記念体育館
対 象 障がいのある方で卓球経験がある方
※初心者可

申し込み・問い合わせ
12月10日㈭までに電話または来館するかEメールに住所・氏名・電話番号・障がいの種類を書いて、(公財)藤沢市みらい創造財団スポーツ事業課☎(22)5633、✉sports@f-mirai.jpへ

個人市県民税の主な改正点をお知らせします

公的年金等からの特別徴収制度や、ふるさと納税の税額控除など、個人市県民税に関する主な改正点をお知らせします。
問い合わせ 市民税課☎内線2345

公的年金等からの特別徴収(天引き)制度を見直します

■仮特別徴収税額の算定方法を変更します

個人市県民税の納税について、公的年金等からの仮特別徴収税額の算定方法を、下表の通り変更します。公的年金等に係る年税額が、2年続けて大きく変更していない場合、仮特別徴収税額と本特別徴収税額が平準化されます。

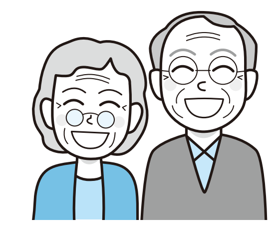

適用時期 2017年4月1日以降に実施する特別徴収から適用

区分		仮特別徴収			本特別徴収		
徴収月		4月	6月	8月	10月	12月	2月
算定方法	現行	各月とも前年度の2月と同じ税額を徴収			(年税額－仮徴収額)を3回に分けて徴収		
	改正後	前年度の年税額の2分の1を3回に分けて徴収			(年税額－仮徴収額)を3回に分けて徴収		

※初年度の算定方法は従来通りです。新たな税負担が生じるものではありません

■公的年金等からの特別徴収を停止する要件を見直します

現行制度では、賦課期日(1月1日)後に市外に転出したり税額が変更になった場合、公的年金等からの特別徴収は停止され、普通徴収(納付書払いまたは口座振替)に切り替わります。2016年10月1日からは、市外に転出した場合や税額変更があった場合(12月分または2月分の本特別徴収税額が変更になる場合に限る)においても一定の要件を満たす場合は特別徴収を継続します。
※ただし、改正後も次のような場合は現行どおり特別徴収を停止します
◎公的年金等から介護保険料が特別徴収されないとき
◎亡くなったとき
◎公的年金等が停止したとき

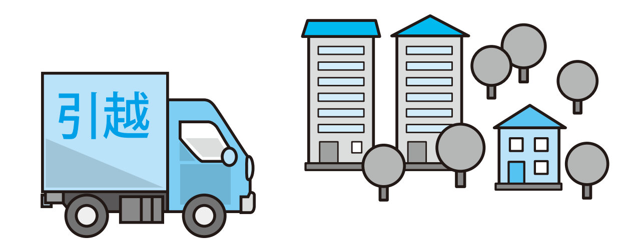

ふるさと納税の税額控除が変わります

個人が地方公共団体へ2000円を超える寄附(ふるさと納税)を行った場合、その寄附金額の一部が個人住民税から控除されます。2015年1月1日以降に行ったふるさと納税について、次のとおり改正されます。

■所得税の最高税率引き上げに伴い特例控除額の算定方法が改正されます

2015年分以後の所得税の最高税率が40%から45%に引上げられたことに伴い、16年度以後のふるさと納税に係る特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率が、課税所得金額が4000万円を超えた場合は45%となります。

■特例控除額が拡充されます

ふるさと納税に係る寄附金税額控除については、特例控除額の上限が、個人住民税の所得割額の10%から20%に拡充されました。
※控除限度額は2倍になりません

2016年度からのふるさと納税に係る寄附金税額控除の計算方法

ふるさと納税に係る寄附金税額控除＝基本控除額＋特例控除額

☆基本控除額
{寄附金額(総所得金額等の30%を限度)－2000円} ×10%(市民税6%、県民税4%)
☆特例控除額
(寄附金額－2000円)× {90%－(0～45%(所得税の限界税率)×1.021)} ×特例控除割合(市民税:×3/5、県民税:×2/5)
※特例控除額は個人住民税の所得割額の20%(15年度までは10%)が限度

■「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設

確定申告不要の給与所得者などがふるさと納税を行った場合、所得税の確定申告を行わなくても、寄附金税額控除を受けられるふるさと納税ワンストップ特例制度が創設されました。
対象者 次の全てを満たす方
☆ふるさと納税の寄附金税額控除を受ける目的以外で所得税の確定申告や市県民税の申告をする必要がないこと
☆1月1日～12月31日(2015年は4月1日～12月31日)にふるさと納税を行った自治体が5団体以下であること

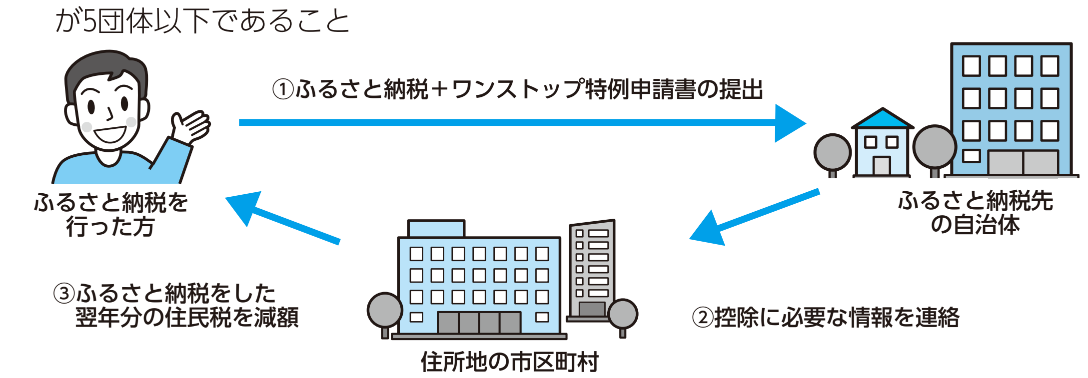

※同制度の適用を受ける場合は、ふるさと納税を行う際に、ふるさと納税をした各自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります
※ふるさと納税をした翌年の1月1日までの間に住所などの変更がある場合は、1月10日までに寄附先の自治体へ届け出が必要です。詳細は寄附先の自治体にお問い合わせください
※同制度は2015年4月1日以後に行われた寄附から適用されます。1月1日～3月31日までに寄附を行った方で控除を受ける場合は、確定申告が必要です
※同制度の適用を受ける場合は、所得税からではなく、翌年度の住民税から控除されます

年金所得者の確定申告不要制度が見直されます

公的年金等(遺族年金・障がい年金などは除く)の収入が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告が不要ですが、2016年度(2015年分)からは、外国年金などの源泉徴収の対象にならない公的年金等がある場合については、確定申告が必要となります。

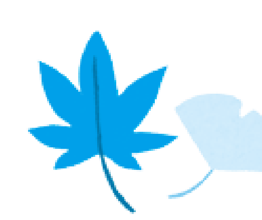

便利なeLTAX(エルタックス)をご利用ください

eLTAX(地方税ポータルシステム)では、給与支払報告書の提出や、法人市民税、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、法人の各種届出などの手続きが自宅やオフィスなどのインターネットを利用して行えます。
※詳細は市のホームページの市民税課のページをご覧ください